



聞いたことはあっても実際にどんなことをされているのかわかりにくい司法書士というお仕事。

私たちの日常生活に関わりが薄いと思っていたら、意外とお世話になる局面がありそうです。

対談企画第二弾は Formula Inc. 立ち上げ時にお世話になった司法書士田村剛史さんをお迎えし、司法書士の仕事の実態や一般の方との接点など、いざというときに役に立つお話を伺いました。

## 第一回 司法書士は報われない？！

**Formula** (以下 **F**) よく聞かれる質問かもしれませんが、司法書士とはどのような仕事ですか？

**田村** (以下 **T**) 簡単に説明するのは難しいのですが、法務局と裁判所に提出する書類を作成する仕事です。具体的に言うと、不動産の売買、相続、あとは会社を興す時や裁判を起こした時などに一般の人たちと接点が出てきます。特に、不動産の名義を変更したり、会社を設立した際に行う「登記」という手続きは司法書士の専門分野です。

**F** 弁護士との違いを教えてください。

**T** これもよく聞かれる質問ですね。わかりやすく言うと、弁護士は依頼人の代理人として訴訟活動を行うのはもちろんのこと、法律に関する相談や事務処理等、業務に制限がありません。一方で司法書士には制限がある。繰り返しになりますが、司法書士は法務局と裁判所に提出する書類の作成ができます。そして 140 万円以下のケースであれば簡易裁判所で代理人として訴訟活動ができますが、それ以上の金額になると書類を作成するのみで、代理人として訴訟活動することはできません。

**F** なるほど。行政書士との違いも気になりますが。

- T 基本的に行政庁に出す書類は行政書士、司法関係に出す書類は司法書士と分かれています。以前は法務局が司法の範疇だったのですが、今は行政庁の範疇になっていて、一部業務がかぶっていたりするので、以前よりわかりにくくなってきていると思います。弁護士・司法書士・行政書士のそれぞれの違いがわからないという方が本当に多いので、初めて相談の電話を受けたときには、先ずここから説明することが多いです。そして、司法書士としては受託できない仕事の間合せも多いので、この視点から確認する必要があります。相続を例に挙げると、司法書士ができるのは不動産の名義変更なので、不動産を所有されていない方の相続の手続きはできないし、やってはいけないことになっています。ですので、不動産を所有されていない方が相談に来られたときは弁護士を紹介することになります。せっかく当事務所を選んでくださったお客様でも、ご依頼をお受けできないことがある。そういう法律の決まりごともあるって難しいところです。
- F 司法書士試験は国家試験の中では難関資格に入ると聞いていますが、他の法律系資格と比較しても相当厳しい試験なのですか？
- T 法学部（で学んだ人）にとって、まず宅建と行政書士は比較的取れそうな資格ということで目指す人が多いですね。試験の合格点から見ると行政書士はだいたい5~6割、宅建は6割くらい取れば合格できるかと。それもあってか目指す人も多い。受験者数は6万人くらいだったかな。そして、年によって違いますが最近の合格率は5%程度でしょうか。一方で司法書士は大体8割の点数を取らないと合格できず、合格者もだいたい2~3%程度。毎年約3万人が受験して、合格者は1000人弱です。合格するまでに10年以上かかる人もいます。司法書士は皆、そんな難関試験をパスしてきているのですが、一般の知名度がとても低いんですよね(笑)。
- F ちょっと報われないですね。
- T 報われないんです(苦笑)。司法書士は、皆さんに認知していただけるようもっとアピールをしていく必要があると思います。これは業界全体の課題です。
- F 司法書士のマーケットといいますか、需要動向について教えてください。
- T まず、金融機関や不動産会社・弁護士事務所・税理士事務所が、司法書士の主な取引先です。依頼内容は、融資の際の担保設定や不動産売買の際の名義変更手続き、会社の登記などです。個人のお客様からは、相続や生前贈与、会社設立手続きのご依頼が多いですね。さらに今後は高齢化社会に向けて、相続・遺言・成年後見という分野でのご依頼が増えてくると思われます。特に成年後見については比較的新しい制度ですが、司法書士が力を入れて取り組んでいて、成年後見人を選任する家庭裁判所からの信頼も厚く、多くの司法書士が活躍しています。
- そしてやはり、何ととっても登記のことについてはわれわれ司法書士が専門家です。登記

というのは特殊な手続ですし、弁護士の方も司法書士にアドバイスを求めてこられることが多いです。それがわれわれの強みであり、強みにしていかなければいけないところだと思っています。

次回（第二回）は『田村司法書士事務所のアイデンティテ（独自性）』についてお届けします。

## **2012 Formula Inc. all rights reserved.**

No reproduction or republication without written permission.

本站内图文请勿随意转载 / 本站内图文请勿随意转载

게시물 무단 전재 복사 배포 등을 금지합니다

Gebrauchen die Bilder ohne Genehmigung verboten.